

飛驒市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、屋根の雪下ろし時の事故を未然に防ぐことを目的として、市内に存する住宅及び集会施設等に墜落防止のための安全対策設備を設置する工事を行ったものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては飛驒市補助金交付規則（平成16年飛驒市規則第43号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する一戸建て住宅等（店舗併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 集会施設等 市内に存し、集会場や神社等地域住民が主体的に行う活動に供される建物をいう。
- (3) 付属建物 住宅及び集会施設等と同一敷地内にある別棟の車庫、倉庫、物置等で、住宅及び集会施設等と一体的に利用しているものをいう。
- (4) 命綱固定アンカー等 命綱の一端を固定するために、住宅の屋根等に堅固に固定された金具及び墜落防止柵その他これに類する設備のことをいう。
- (5) 屋根除雪安全対策工事 屋根の雪下ろし時の墜落事故を防止するための命綱固定アンカー等及び墜落防止柵を設置する工事をいう。
- (6) 市内事業者 市内に本店を置く法人又は市内個人事業者（屋根工事を業として行う者）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する者
 - ア 本市に住所を有し、住宅及び付属建物の屋根除雪安全対策工事を行う者
 - イ 集会施設等を管理する団体の代表者で集会施設等及び付属建物の屋根除雪安全対策工事を行う者
- (2) 市税等を滞納していない者

(3) 過去にこの告示による屋根除雪安全対策に係る補助金の交付を受けていない者

(4) 市内事業者を通して屋根除雪安全対策工事を行う者

(補助対象工事費)

第4条 補助金の交付の対象とする工事費（以下「対象工事」という。）は、屋根除雪安全対策工事に要する費用で、次に掲げるものとす~~る~~し、屋根に登るための梯子等の設置も含める。ただし、梯子等の単独の設置は対象外とする。

(1) 命綱固定アンカー等

~~(2) 墜落防止柵~~

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次のとおりとする。

(1) 住宅 前条の対象工事費の2分の1に相当する額とし、10万円を限度とする。

(2) 集会施設等 前条の対象工事費の3分の1に相当する額とし、20万円を限度とする。

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から11月30日までの間に、飛驒市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、着工前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、申請書の提出を延長することができる。

2 申請者は、申請書の提出から交付決定までの間に、市又は市が委託した機関が行う必要な調査を受けることを承諾しなければならない。この場合において、その旨を承諾した証として、誓約書兼承諾書（様式第2号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、飛驒市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものと

する。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、工事の中止等により補助対象要件を満たさなくなった場合は、飛驒市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金取下届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 交付決定者は、第6条に規定する申請書の内容に変更がある場合は、飛驒市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金変更承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認又は不承認を決定し、飛驒市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、工事が完了したときは、飛驒市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金完了報告書(様式第7号)を年末までに次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

(1) 領収書又は支払いを証する書類の写し

(2) 工事完成写真(3枚程度)

(3) その他市長が認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の完了報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、飛驒市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付額の確定に際して必要な条件を付することができる。

3 交付決定者は、第1項の規定による通知を受けたときは、飛驒市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、市長はその請求額を交付するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の

交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの告示の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付していたときは、飛驒市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置補助金の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、補助金の返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。